



## 18 障害児福祉手当

---

障害児福祉手当は、重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物理的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。

### 支給要件

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

※手当受給には、所得による支給制限があります。

### 支給月額

15,690円（令和6年4月より適用）

### 支給時期

原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

### 手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）